

仙台市立病院入院時食事療養業務委託に係る説明書

1 趣旨

この説明書は、仙台市立病院において実施する入院時食事療養業務の委託に関して、その業務の受託者となるべき事業者を公募型のプロポーザル（提案審査型）方式により選定するために必要な事項を説明するためのものである。

2 委託業務

仙台市立病院入院時食事療養業務委託

3 委託場所

仙台市立病院（宮城県仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号）

4 履行期間

履行期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

契約日から令和3年3月31日までを、当該委託業務の準備期間とする。

5 委託業務の実施に関する基本的な方針

受託者は、業務の実施に当たっては、治療の一環としての病院給食の意義や目的を深く理解するとともに、衛生的かつ安全でおいしい食事を入院患者に対して提供しなければならない。

6 委託業務の内容

- (1) 栄養管理業務
- (2) 調理・作業管理業務
- (3) 材料管理業務
- (4) 施設管理業務
- (5) 業務管理業務
- (6) 衛生管理業務
- (7) 調乳業務
- (8) 労働衛生管理業務
- (9) 研修に関する業務
- (10) その他必要な事項

7 事業者の選定方法

事業者の選定は公募型のプロポーザル（提案審査型）方式により行う。なお、ここでいうプロポーザル方式とは、入院時食事療養業務の受託者となるべき事業者を選定するにあたり、事業者の適性を的確に把握するため、仙台市立病院が、提案審査参加者を公募し、当該参加表明者へ対して、提案書の提出を求め、かつ、参加表明者のプレゼンテーションを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務に最も適した事業者を選定する手続きである。

プロポーザルに参加しようとする場合は、別添様式による参加表明書類を提出し、また、指定された期日まで提案書類を提出しなければならない。

8 参加資格要件

以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「その他サービス」で申請している者であること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと
- (5) 国税，県税及び市町村民税の滞納がないこと
- (6) 仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱別表に定める措置要件に該当しないこと
- (7) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマークの認定を受けていること
- (8) 一般病床数 300 床以上の病院における入院時食事療養業務を，平成 27 年 4 月 1 日以降，申請時点において 1 年を超えて継続して受託した実績を有していること
- (9) 「仙台市立病院入院時食事療養業務委託仕様書」に定める基準を満たすことができること

9 説明書の公開期間及び入手方法

- (1) 公開期間 令和 2 年 10 月 21 日から令和 2 年 11 月 4 日まで
- (2) 入手方法 仙台市立病院ホームページでダウンロードすること
https://hospital.city.sendai.jp/jigyousyabosyuu/r2_kyuushokuitaku.html

10 参加表明書類の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 1 号）に次の書類を添付すること。

提出書類名	提案項目	書式
会社の内容	名称・代表者名・設立年月日・経歴・資本金・従業員・本店支店の所在地・業務内容・受託実績等について	様式第 2 号
総括的事項	① 病院給食に対する基本的な考え方 ② 食事の提供に対するコンセプト ③ 準備業務のスケジュール	
決算書等	直近 2 年分の貸借対照表・損益計算書	任意

- ② 国税，県税，市町村民税に係る納税証明書（直近のもの）

- ③ 誓約書（仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱 別記様式）

- (2) 提出期限 令和 2 年 10 月 21 日から令和 2 年 11 月 4 日まで
(持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除く各日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。郵送の場合は令和 2 年 11 月 4 日を受領期限とする。)
- (3) 提出場所 仙台市立病院経営管理部総務課職員係 TEL022-308-7198
〒982-8502 宮城県仙台市太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

11 現場見学会

下記 14 (1) における提案書の提出要請を行った者に対して、次のとおり現場見学会を実施する。ただし、現場見学会の出席者は各社 3 名以内とする。

- (1) 日時 令和 2 年 11 月 17 日午後 6 時から
- (2) 場所 仙台市立病院

12 質問書の提出期間・場所

説明書等の内容に関する質問は質問書により行うこと。口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書（様式第 3 号）の提出

- ① 提出期限 令和 2 年 11 月 17 日から令和 2 年 11 月 24 日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。郵送の場合は令和 2 年 11 月 24 日を受領期限とする。)

- ② 提出場所 上記 10 (3) の場所に同じ。

- ③ 提出方法 電子メールでのファイル添付により行うこと。なお、電子メールでの提出の場合は、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

電子メールアドレス：shokuin@hospital.city.sendai.jp

(2) 質問書の回答

質問書に対する回答は、令和 2 年 11 月 27 日までに参加表明書提出者全員に、電子メールで送信する（PDF 形式）。なお、質問の回答書は本説明書の追加又は修正とみなす。

13 入院時食事療養業務受託者検討委員会

事業者の選定は、仙台市立病院入院時食事療養業務受託者検討委員会（以下「検討委員会」という。）が行う。

14 提案書の提出及び提案項目

(1) 提案書の提出

- ① 提案書の提出者の選定

検討委員会において、参加表明書類を提出した者の審査を行い、提案書の提出者を 3 者から 5 者程度まで選定することがある。選定は参加資格の確認及び参加表明書類記載事項に基づき行う。

- ② 提案書の提出要請

選定した提案書の提出者に対しては、令和 2 年 11 月 11 日付でその旨の通知を書面により行うとともに、提案書の提出要請書を送付する。

提案にあたっては、次の書類の提出を要請する。

提出書類名	提案項目	書式
提案書		様式第 4 号
人員計画	①従業者の配置計画 ②人員確保の方法 ③従業員定着のための方法	様式第 5 号
選択食・行事食・ 出産祝い膳提供計画	選択食・行事食・出産祝い膳の提供	

教育・研修計画	①教育・研修体制 ②インシデント・アクシデントの予防策	
食材調達計画	①生鮮食品の調達方法 ②地元業者の活用 ③急な食事変更への対応	
衛生管理体制	①衛生管理の体制 ②衛生検査の内容及び不備が認められた際の対応策 ③適時適温給食の提供体制	
セールスポイント	①具体的な患者サービス ②円滑な業務遂行の考え方	
危機管理体制	①災害時等の対応体制 ②食中毒等の非常時の対応体制	
見積書		様式第6号

(2) 提案上限額 786,413,000円(消費税等抜き)

(内訳) 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日) 259,632,000円

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 262,032,000円

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 264,749,000円

(3) 提案書類の記入方法

- ① 提出書類は、原則A4版・縦型・横書・左綴じで作成すること。
- ② 提案書に記載する文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。
- ③ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してよい。

(4) 添付書類

パンフレット等プレゼンテーション用参考資料(無ければ添付する必要はない。)

(5) 提出期間 令和2年11月11日から令和2年12月2日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は令和2年12月2日を受領期限とする。)

(6) 提出場所 上記10(3)の場所に同じ。

(7) 提出部数 9部

正本1部、副本8部(副本はコピーで構わない。)

(8) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

(9) その他

- ① 提出書類について提出後の追加及び変更は認めない。
- ② 提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 提出された書類は仙台市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ⑤ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

(10) 非選定理由の説明

参加表明書類を提出した者のうち選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及びその理由(非選定理由)を書面により通知する。

15 プレゼンテーション及び事業者の選定

(1) プレゼンテーションの実施

提案書を提出した参加表明者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めるために、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日程及び場所については、対象者に書面で通知する。

(2) 評価事項

評価観点は、次のとおりとし、各項目（1～9）について、1点から5点までの5段階で評価を行う。

項目	評価	割増点
1 基本的な考え方	○ 治療の一環としての病院給食の意義や目的を理解し、その重要性を理解しているか。	× 1
	○ 食事の提供に対する明確なコンセプトを有しているか。	
2 従事者の配置計画及び人員確保	○ 仕様書に示す従業員の数・資格が確保できる見通しがたっているか。	× 2
	○ 従業員を定着させるための工夫がされているか。	
3 選択食・行事食・出産祝い膳	○ 選択食・行事食・出産祝い膳の内容が充実しておりかつ、その実現性について確立されているか。	× 2
4 教育・研修体制	○ 業務開始に向けた研修及び業務開始後の研修が充分か。	× 2
	○ インシデント・アクシデントを減らすための予防策が確立されているか。	
5 食材の調達	○ 生鮮食品の調達方法について無理がないか。	× 2
	○ 地元業者を活用する考え方があるか。	
	○ 急な食事の変更に対応できるノウハウを持っているか。	
6 衛生管理体制	○ 衛生管理の体制が確立されているか。	× 3
	○ 適時適温給食の配慮として、ベルトコンベアーでの盛付けのスケジュールの提案があるか。	
7 セールスポイント	○ 患者サービスにつながる明確で積極的な提案があるか。	× 2
	○ 業務を円滑に遂行するための提案があるか。	
8 非常災害時の対応	○ 災害時等の対応体制が確立されているか。 (災害時の実績はどのようなものがあるか。)	× 2
	○ 食中毒等非常時の対応マニュアルが確立されているか。	
9 業務委託料	○ 企業努力が認められるか。	× 4

評価項目 9 業務委託料に関する評価点数の考え方は以下のとおりとする。

評数点数	上限額に対する割合	令和 3～5 年度合計額（税抜）の範囲（単位：円）
5	92.0%以下	～723,499,960
4	92.0%超 94.0%以下	723,499,961～739,228,220
3	94.0%超 96.0%以下	739,228,221～754,956,480
2	96.0%超 98.0%以下	754,956,481～770,684,740
1	98.0%超 100%以下	770,684,741～786,413,000
失格	100%超	786,413,001～

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 提案書提出期限に遅れた者
- ② プレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者

(4) 事業者の選定

提案書の提出書類及びこれに基づくプレゼンテーションにおける評価による点数に対して、上記の割増点を乗じ、合計 100 点満点で総合的に評価を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和 2 年 12 月 16 日付で、提案者全員に書面により通知する。

(6) 選定後の手続き

受託者となるべき事業者として選定された提案者は、審査結果通知後 5 日以内に契約書の作成及び締結を行う。

なお、契約は代行保証人を含めた 3 者契約とする。また、準備作業について、速やかに病院側と打ち合わせを行うこととし、14 営業日以内に履行計画書を提出する。

(7) 非選定理由の説明

提案書を提出した者のうち選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及びその理由（非選定理由）を書面により通知する。

16 添付資料

- (資料 1) 仙台市立病院入院時食事療養業務委託仕様書
- (資料 2) 衛生管理・作業管理指示書
- (資料 3) 仙台市立病院食品規格書
- (資料 4) 一般食献立表
- (資料 5) 厨房配置図
- (資料 6) 厨房機器設備一覧
- (資料 7) 患者給食数の内訳
- (資料 8) 仙台市立病院入院時食事療養業務概要

17 その他

募集公告の日から、検討委員会において審査が終了するまでの間に、仙台市立病院に対する営業活動を禁止する。